

行政法 次は、地公法に定められている懲戒についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 懲戒とは、公務員の公務遂行に係る秩序を維持することを目的として、任命権者が職員に対して行う制裁をいう。
- (2) 懲戒処分は分限処分と異なり、条件付採用期間中の職員に対して適用を除外する旨の規定はないので、条件付採用期間中の職員は、懲戒の対象となる。
- (3) 懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告、訓戒という5種類の処分の別がある。
- (4) 懲戒処分を行うに当たり、どの種類の処分を適用するかについては、懲戒権者の裁量に任されている。
- (5) 懲戒は、国が科す刑罰とは異なるため、懲戒と刑罰とを重複して科す場合がある。

刑法 次のうち、未必の故意が認められる事例として、正しいのはどれか。

- (1) 暴力団員甲は、対立する組織の組員Aに対し、「死ね」と思い願いながら心臓を目掛けて拳銃を発射した。
- (2) 古物商乙は、持ち込まれた骨董品について「もしかしたら盗品かもしれない」と思いながらも、儲けのためにあえてこれを買取った。
- (3) 丙は狩猟中、猪と思って発砲したところ、人を射殺してしまった。
- (4) 丁は、憤慨のあまりBに石をぶつけてやろうと思い投石したところ、近くにいたCに当たり負傷させた。
- (5) 暴力団員戊は、人里離れた山中で拳銃の試し撃ちをしようと思い、「人に当たれば死ぬだろうが、ここなら誰にも当たる心配がない」と思って発砲したところ、たまたまハイキングに来ていた人に当たり、死亡させた。

刑法 次は、公務執行妨害罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 公務執行妨害罪の「職務を執行するに当たり」とは、現実に職務を執行しているときはもとより、まさに職務に着手しようとしている場合も含まれる。
- (2) 本罪は、公務員を保護するための規定であり、個々の公務員の身体の安全や意思決定の自由が保護法益である。
- (3) 本罪の故意は、相手方が公務員であること、及びそれが公務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えることの認識・認容であり、妨害の意図は不要である。
- (4) 本罪にいう「脅迫」とは、相手に恐怖心を与える目的で害悪の告知をすることであるが、この告知によって相手が現実に畏怖したことを要しない。
- (5) 違法な職務行為をした公務員に対して暴行又は脅迫を加えたとしても、本罪は成立しない。

刑法 次は、公務執行妨害罪の成立事例を列挙したものであるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 甲は、盗品の電線を担いで徒歩にて搬送中、警ら中のA巡査に職務質問を受け、窃盗の容疑を見破られたため、逃走すべくA巡査に暴行を加えた。
- (2) 乙は、深夜の住宅街において、その風体等からB巡査に挙動不審と認められて職務質問を受け、任意同行を求められたことから逃げようとしたところ、B巡査が肩に手を掛けたので、反抗してB巡査の顔面を殴打した。
- (3) 丙は、覚醒剤使用の疑いでC巡査から職務質問を受け、任意同行を求められたが、路上に座り込んで立とうとしなかったため、C巡査から手を後ろにねじ上げられ、D巡査に胸元を掴まれて引っ張られたので、D巡査の右手に噛みついた。
- (4) 警ら中のE巡査が喧嘩する2人の男を制止した際、丁が「お巡りか、上等だ」と組みついてきたため投げ倒したところ、戊が加勢し、両名で同巡査に殴る蹴るの暴行を加えた。
- (5) 己は、庚方で暴れ、通報で駆けつけたF巡査の制止も聞き入れず、無線により本署に応援を求めようとした同巡査の頭部を殴打した。

である。拒否できるのは、職務命令に明白かつ重大な違法があるという例外的な場合に限られる。

行政法 08 地公法34条(秘密を守る義務)

- (1) 誤り。 相手が配偶者であっても、職員が秘密を漏えいした場合には刑事罰の対象となる。
- (2) 誤り。 地公法34条1項は「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」と規定している。また地公法60条2号は、秘密を守る義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する旨を規定している。
- (3) 誤り。「秘密」とは、形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいう(最決昭52.12.19)。したがって、秘密を漏らしても、実質的に保護に値しないものであれば刑事罰の適用はないこととなる。しかし、上司が秘密として指定したものを漏らせば、上司の職務上の命令に従う義務に違反することになり(地公法32条)、法理論上、懲戒処分の対象となり得るとされている。
- (4) 正しい。 秘密を漏らした者だけでなく、それに関して^{けつせ}幫助したり唆したりした者も、処罰されるとしている(地公法62条)。
- (5) 誤り。 表現の自由が保障されているとしても、秘密を守る義務は遵守されるべきものであり、これに違反すれば刑事罰の対象となる。

行政法 09 地公法の懲戒

- (1) 正しい。 ① 地公法を始めとする法令違反、② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③ 全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合に適用される(地公法29条1項)。
- (2) 正しい。 地公法29条の2は、分限処分に関する規定(地公法27条・28条)を除外しているが、懲戒処分に関する規定(地公法29条)を除外していない。したがって、条件付採用期間中の職員については懲戒の対象となる。

- (3) 誤り。 訓戒は、任命権者による懲戒処分とは異なる。訓告や訓戒等の措置は、懲戒処分に至らない程度 of 非違行為について、職務上の指揮監督者が、将来を戒めるため職員に注意・指導をする監督上の措置である。
- (4) 正しい。 懲戒の処分権は、任命権者にある(地公法6条1項)。懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されている。その処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合でない限り、当該懲戒処分は適法なものとなる(最判昭52.12.20)。
- (5) 正しい。 懲戒は、国家社会の秩序維持のため国が科す刑罰とは性質が異なるため、懲戒と刑罰とを重複して科すことができる(国公法85条参照)。

【懲戒処分の種類】

免 職	公務員をその意に反して退職させる処分。
停 職	一定期間、職務への従事を停止する処分。
減 給	一定期間、給与の一定割合を減額して支給する処分。
戒 告	その責任を確認し、将来を戒める処分。

刑 法 10 未必の故意

- (1) 誤り。「未必の故意」とは、結果の発生を確定的なものとしては認識していないが、その可能性を認識し、しかもそれを認容していた場合をいう(不確定的故意)。これに対し、結果の発生を確定的に認識・認容している場合を確定的故意という。枝文の暴力団員甲には、確定的故意が認められる。
- (2) 正しい。 枝文の古物商乙は、盗品かもしれないことを認識した上で、あえて買い取っているのであるから、未必の故意が認められる。
- (3) 誤り。 枝文の丙には故意は認められず、過失犯が成立するにとどまる。
- (4) 誤り。 手段を誤ったため結果が予期しなかった客体に生じた場合のことを「方法の錯誤」という。方法の錯誤の場合、法定的符合説により確定的故意が認められる(最判昭53.7.28)。枝文の丁の実行行為は方法の錯誤の問題であり、未必の故意には当たらない。
- (5) 誤り。 枝文の暴力団員戊の場合は、認識ある過失となる。認識ある過失とは、結果発生の可能性を認識したが、それを認容していない場合をいう。

トピックス 受傷事故・非違事案防止



3

A 警部補と B 巡査長は、パトカーに乗車し警ら中、一時不停止違反の車両を認めて車両を路肩に停止させ、運転者甲に対して交通違反の切符を作成していた。同違反車両に同乗していた乙は、甲の違反をもみ消すため切符作成を妨げようと企て、A 警部補らが乗車しているパトカーに向かって石を投げ付け、パトカーの左側後部ドアに凹損を生じさせた。この場合における乙の刑責について述べなさい。

公務執行妨害罪の成否【事例】

- 答案構成**
- 1 結論
 - 2 公務執行妨害罪
 - 3 公務執行妨害罪を構成する行為
 - 4 公務執行妨害罪で保護される職務
 - 5 構成要件と罪数
 - 6 事例の検討

答案例

1 結論

乙は、公務執行妨害罪及び器物損壊罪の刑責を負うことになる。
両罪は、観念的競合となる。

2 公務執行妨害罪

(1) 意義

公務執行妨害罪は、公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えることによって成立する罪である(刑法95条1項¹⁾)。

(2) 客体と保護法益

本罪の客体は公務員である。保護法益は「公務の円滑な遂行」である(最判昭32.2.12²⁾)。

3 公務執行妨害罪を構成する行為

公務員が職務を執行するに当たり、暴行又は脅迫を加えることである。

公務執行妨害罪の手段である暴行は、暴行罪(刑法208条³⁾)の暴行である「人の身体に対する」不法な有形力の行使より広く、「公務員に向けられた」不法な有形力の行使をいう。

公務員の身体に対して直接加えられる必要はなく、直接には物に対して有形力が加えられても、それが公務員に向けられた「間接暴行」であれば成立する(最判昭26.3.20⁴⁾)。

4 公務執行妨害罪で保護される職務

公務執行妨害罪が成立するためには、職務の執行は適法なものでなければならない(大判大7.5.14⁵⁾)。職務執行の適法性の要件として、次の3項目を挙げることができる。

(1) 一般的職務権限が認められていること

例えば、警察官が示談のあっせんをする行為は職務権限外の行為である(大判大4.10.6⁶⁾)。

(2) 具体的職務権限を有していること

例えば、司法警察職員には、刑訴法210条1項⁷⁾により、緊急逮捕する権限が認められている。

(3) 職務行為の有効要件として定められている重要な条件・方式を履践していること

例えば、通常逮捕の際に逮捕状を提示することは、刑訴法201条1項⁸⁾に定められた法定要件である。

5 構成要件と罪数

1個の行為が同時に2個以上の犯罪構成要件に該当する場合がある。例えば、適法に職務を執行している警察官を殴打して怪我を負わせた場合、1個の殴る行為は、公務執行妨害罪と傷害罪(刑法204条⁹⁾)の構成要件に該当し、両罪は観念的競合(刑法54条1項前段¹⁰⁾)となる。

6 事例の検討

A 警部補らが交通違反車両を認め、取締りを行ったことは、警察法2条¹¹⁾(警察の責務)に根拠を有する適法な職務執行である。

切符作成を妨げようと企て、パトカーに向かって石を投げ付けた行為は、パトカーに乗車している警察官の身体に対して物理的に影響を与える間接暴行に当たると解することができる。

また、パトカーの左側後部ドアに凹損を生じさせた行為は、器物損壊罪(刑法261条¹²⁾)に該当する。

公務執行妨害罪と器物損壊罪は、保護法益が異なるため両罪は吸収関係とはならない。1個の行為が同時に2個以上の犯罪構成要件に該当する場合であるから、観念的競合として両罪が成立することになる。